

特 記 仕 様 書

下松市上下水道局下水道課

工事名 第2工区公共下水道（東部3号幹線・恋ヶ浜地区）工事

1 総則

- (1) 請負者は、あらかじめ工事実施に必要な施工計画書を作成し、提出しなければならない。
- (2) 施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、その都度変更計画書を提出しなければならない。
- (3) 工事に関する協議及び指示はそれぞれ工事打合簿をもって行う。
- (4) 現場は契約工期の10日前までに完了させ、また、精算に必要な出来形数量等は、契約工期の14日前までに提出すること。

2 使用材料

- (1) 材料は設計図書に明記してある仕様より、同等以上とする。
- (2) 設計図書で指定し、またはあらかじめ監督職員が指示した工事材料は、使用前に見本または資料を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、監督職員がその必要がないと認めた場合は、この限りではない。
- (3) 請負者は、施工する工事に要する資材の調達に当たり、県内産資材の購入及び県内取扱い業者からの購入に努め、使用材料については、「工事材料使用承諾願」により承諾を得ること。

3 施工時間・交通規制について

- (1) 一般県道徳山下松線上での施工となるため、施工方法については以下のとおり考えている。
 - ① マンホール No.0 に関する作業については、夜間施工で行う。
 - ② マンホール No.1～No.12 に関する作業については、昼間時間規制にて行う。
※作業時間 9：00～16：00 の時間規制にて行う。
 - ③ 交通規制は、路肩を規制し対面交通にて考えている。
 - ④ 施工の結果、渋滞等生じる場合は、夜間施工に切り替える可能性がある。
- (2) 占用申請は下松市が行うが、それ以外に必要な各種申請は請負者にて行うこと。また、申請に必要な規制図等は、請負者にて作成すること。